平成２５年（フ）第５０６７号
埼玉県新座市東３丁目11―15　カーサ・デ・オークル３番館102
債務者　山岡　真彦
1　決定年月日時　平成25年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月16日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５０７０号
東京都目黒区大岡山１丁目11―５
債務者　横山　昌子
1　決定年月日時　平成25年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月16日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５０７１号
東京都葛飾区青戸４丁目４―７
債務者　白鳥マサ子
1　決定年月日時　平成25年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月16日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５０７２号
東京都北区豊島５丁目５―９―1115
債務者　石井　靖子
1　決定年月日時　平成25年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月16日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５０７３号
埼玉県川越市月吉町９―２―304
債務者　森　　嘉江
1　決定年月日時　平成25年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月16日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５０７４号
東京都多摩市唐木田１丁目７―３―102
債務者　平井　勝巳
1　決定年月日時　平成25年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月16日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５０７５号
東京都町田市大蔵町475―３―202
債務者　吉村　友紀
1　決定年月日時　平成25年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月16日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５０７９号
神奈川県茅ヶ崎市萩園3196―６
債務者　中島　良二
1　決定年月日時　平成25年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月16日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８１６号
横浜市神奈川区白幡東町28番31号　白樺コーポ207号
債務者　石塚セイ子（旧姓海老沼）
1　決定年月日時　平成25年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３５１号
東京都西東京市東伏見４丁目８番24―202号
債務者　庄子　美夏
1　決定年月日時　平成25年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月17日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１７号
長崎県島原市有明町湯江丙993番地１
債務者　荒木　秀穂
1　決定年月日時　平成25年５月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月12日午前９時50分
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２５年（フ）第４２号
長崎県佐世保市桜木町694番地23　スティルライフ101号
債務者　平井　澄子
1　決定年月日時　平成25年５月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月19日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２５年（フ）第４４号
長崎県佐世保市鹿町町土肥ノ浦126番地１、旧住所熊本県玉名郡長洲町大字長洲2974番地１
債務者　大野　祥雅
1　決定年月日時　平成25年５月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月19日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２５年（フ）第３９号
熊本県八代市鏡町下有佐797番地
債務者　髙田　美香（旧姓西田）
1　決定年月日時　平成25年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月22日午前10時30分
熊本地方裁判所八代支部

平成２５年（フ）第４５号
熊本県八代市永碇町1027番地８
債務者　泉　　拓郎
1　決定年月日時　平成25年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月22日午後１時30分
熊本地方裁判所八代支部